

# 六ヶ所再処理工場は、むつ中間貯蔵の50年後の搬出先にはなり得ない

既に高濃度に汚染された「レッドセル」内の機器は、検査も耐震補強もできない

青森県知事宛 安全協定締結に反対する緊急署名を上げよう！

2024.8.5 美浜の会

国内初となるむつ中間貯蔵の操業に向けて、青森県の宮下知事は8月9日にも安全協定を締結しようとしている。県民説明会等で噴出した、50年後の搬出先について、経産大臣との面談を踏まえ、実現性のない六ヶ所再処理工場への搬出という欺瞞的な空手形で乗り切ろうとしている。そして8月末までには、柏崎刈羽原発から使用済燃料キャスクの試験的搬入を始め、9月に操業を開始しようとしている。

首都圏と新潟の団体から、青森県知事宛での緊急署名が呼びかけられている。署名を早急に広め、安全協定締結反対とむつ中間貯蔵の計画撤回の声を強めよう。操業開始を止めよう。

**「むつ核燃料中間貯蔵の安全協定締結をやめ、計画を白紙に戻すよう求める緊急署名」**

締切：8月8日（木）正午 提出：8月9日（金）

署名フォームはこちらから <https://kiseikanshi.main.jp/2024/08/01/22222-2/>

呼びかけ：原子力規制を監視する市民の会／規制庁・規制委員会を監視する新潟の会／  
国際環境 NGO FoE Japan

## **\*むつ中間貯蔵の操業開始のために、六ヶ所再処理工場を搬出先にするという欺瞞**

国内初となるむつ市の中間貯蔵施設の操業開始に向けて、搬出先として六ヶ所再処理工場をリンクさせるという問題が急浮上している。青森の県民説明会等では、中間貯蔵施設に50年間保管した後の搬出先が決まっていない、このままではむつが「中間」ではなく「最終」のゴミ捨て場になるという県民の強い反対と不安の声が噴出した。国の説明は、搬出先は「搬出時に稼働している再処理工場」と一般論を繰り返すだけだった。

これに対応せざるを得なくなった青森県の宮下知事は、急きょ7月23日に経産大臣と面会した。経産大臣は、①使用済燃料の搬出先として「六ヶ所再処理工場を想定している」②再処理工場の設計の目安は40年となっているが、長期稼働も検討する（むつで50年間保管した後では、40年を目安としている再処理工場は閉鎖することになるが、これを長期稼働で補うという）、さらに、③今年度中に改定するエネルギー基本計画に搬出先として六ヶ所再処理工場を明記する旨も伝えた。

経産大臣の発言を受けて宮下知事は、「これまで明言のなかった搬出先が示された」「思いきり具体性が増した」と述べ、中間貯蔵施設の安全協定締結、操業に向けた動きを加速させた。7月29日には安全協定締結の意向を表明し、8月9日に調印式を行うと発表した。

他方で知事は、「再処理工場の操業開始を前提と捉えるものではない」「再処理が9月に竣工するとは思わないが、いずれそうした懸念にも整合が図られる」と無責任にも述べている。知事も国も事業者（RFS社）、親会社の東電・日本原電も、六ヶ所再処理工場が予定通り動かないことを承知の上で、中間貯蔵施設の操業開始のために、実現性のない「空手形」で人々を欺こうとしている。断じて許されない。

**\*再処理工場の9月竣工は無理、27回目の延期は避けられない**

六ヶ所再処理工場の事業主体である日本原燃の社長は、再処理工場の竣工時期を今年度上期(9月)と言い続けているが、27回目の延期は避けられない。

規制委の審査では、設工認(設計と工事計画の認可)の審査が長引いている(右の年表参照)。2023年1月に申請書の計算の誤り・誤記(全体の5%にあたる約3千百頁)を規制庁が指摘する等、審査の冒頭から不備が明らかになった。敷地の地盤モデルについて原燃は、新基準以前のものをそのまま使っていたために、地盤モデルの作成からやり直しとなり、その後に入力地震動の評価、機器の耐震設計、構造設計の審査が最近やっと始まった。再処理工場は多くの建屋・設備からなっ

六ヶ所再処理工場の経緯

1989年	3月30日	再処理事業指定の申請
1992年	12月24日	再処理事業指定(国による審査合格)
1993年	4月28日	再処理工場の建設着工
1999年	12月3日	使用済燃料の受入れ開始
2006年	3月31日	アクティブ試験開始(実際の使用済燃料を使った試験)
2007年	12月	アクティブ試験で高レベル廃液のガラス固化に失敗以後17年間使用前検査は中断
2011年	3月11日	福島第一原発事故
2013年	12月18日	新規規制基準施行
2014年	1月7日	変更許可申請書の提出(新規規制基準への適合申請)
2014.5~2020.4		20回の補正申請と100回以上の審査会合
2020年	7月29日	再処理事業 変更許可(新規規制基準に適合)
	12月24日	1回目の設工認申請(対象は冷却設備のみ)
2022年	12月21日	1回目の設工認申請の認可
	12月26日	・2回目の設工認申請 ・社長が26回目の延期を表明。完成目標時期を2022年9月→「2024年度上期のできるだけ早期」に変更
2023年	1月	IAEAの査察時に停電となり、査察が一時中断
	3月審査会合	・申請書の誤記・落丁・計算間違いを規制庁が1月に指摘。全体の5%にあたる約3,100ページに誤り ・新基準施行以前に認可された地盤モデルをそのまま使用できると考えていたが、やり直しを指示される
2024年	4月審査会合	・やっと、入力地震動について一通りの確認 ・建屋と機器の耐震評価が続く
	7月審査会合	・耐震評価等が続くが、規制庁が全体計画の提示を求める ・原燃は次回8月の審査会合で示せるよう努めると回答

ており、今後検査を要する2万5千の機器について、類型の整理もできていない(この2万5千は、次に述べる検査不能の機器以外のもの)。規制庁は審査のたびに、原燃の資料や調査方法を厳しく批判してきた。そのたびに原燃は、関電を中心に他電力からの応援も得て「オールジャパン」で進め、約4百名の社員を体育館に一堂に集め、各部門の連携もとれるように改善していると述べている。しかし、その成果は上がっていない(審査関係の実質の責任者は大飯原発の前所長)。

ところが、直近の7月17日の審査会合では、規制庁のほうから「そろそろ審査スケジュールの全体計画がだせるでしょう」と言い出した。原燃は、次回8月の審査会合で提出するとしたが、9月までの竣工は到底無理だ。「全体計画」の提出は、むつ中間貯蔵やエネルギー基本計画の改定を前に、少しでも六ヶ所再処理工場が完成に向けて進んでいるという形を示すものに違いない。「計画」と竣工は別物だ。次に述べるように、実際の稼働までには、さらに大きな問題がある。

**\*既に高濃度に汚染された「レッドセル」。建設時の書類等の確認で使用前事業者検査を済ませるとは危険すぎる。六ヶ所再処理工場は閉鎖しかない**

六ヶ所再処理工場は、31年前に建設を開始し建物・設備は完成している。新規規制基準が策定される以前に、審査に合格するため、2006年3月にアクティブ試験(実際の使用済燃料を使った総合試験)を開始した。しかし、2007年にガラス固化試験に失敗し、それ以降17年間、使用前

検査は中断している（新規基準により使用前検査は使用前事業者検査となった）。

このアクティブ試験によって、建物内の多くのセル（放射線遮蔽のために小さく区画された部屋）や機器は既に高濃度に汚染されている。

また、再処理工場の基準地震動は、過小評価であるとはいえ引き上げられてきた。450 ガル（2007 年）→600 ガル（2014 年）→700 ガル（2018 年）。通常であれば、基準地震動の引き上げに伴い、機器や配管の実際の検査に基づく耐震評価や補強工事が必要になる。しかし、高濃度に汚染されたセルに人は近づくとすることはできない（高濃度に汚染されたセルを「レッドセル」という。原燃や規制庁は「アクセス困難なセル」と呼ぶ）。

稼働前の使用前事業者検査に係る「レッドセル」等の数は膨大だ。検査か所は約 6 万か所、その内で実検査（配管等を直接測定する）ができない機器・配管等は約 3 万 8 千か所にも及ぶ。原燃は、実検査ができ

ないか所（右図の色付き）の検査を、建設当時の記録確認等で済まそうとしている。「設計、製作、施工、検査に係る記録を組み合わせる」確認することで、使用前事業者検査は実施可能だと主張している。

そして規制庁も原燃の主張を基本的に認めている。「建設段階において作成された検査記録等の妥当性」等が確認されていると評価し、「アクセス困難な設備に対する使用前事業者検査は実現可能」としてしまっている。

このように、検査もできず耐震補強も困難で、配管等の劣化の状況も分からない六ヶ所再処理工場の稼働などもってのほかだ。青森の「核燃サイクル阻止 1 万人訴訟」は、この「レッドセル」問題等を取り上げ裁判で闘っている。青森の裁判とむつ中間貯蔵反対の運動と連携していこう。

\* \* \* \*

建設から 31 年を経過し、約 15 兆円をつぎこんでも完成に至らない再処理工場。もんじゅの廃炉に続き、六ヶ所再処理工場を中核とした核燃料サイクルは既に破綻している。仮に稼働すれば、日常運転で膨大な放射能を空にも海にも放出する。再処理工場は断念し閉鎖すべきだ。

核燃サイクルの破綻の中で、政府・電力各社は中間貯蔵・原発敷地内の乾式貯蔵の設置に血道をあげている。これら核のゴミ捨て場を阻止し、危険な老朽化した原発の運転を止めていこう。

**使用前事業者検査の対象 59,661か所**  
**アクセス困難な37,680か所は実検査できず。検査対象の63%**  
**これらの検査は建設時等の過去の記録確認で済ませる**

分類	対象	原燃の検査方法
既設(改造なし) 23,329	アクセス困難なセル内の機器	2,251 過去の記録で確認
	アクセス困難なセル外の機器	2,296 同上
	建物・構築物	2,424 同上
	アクセス可能な機器	16,358 実検査可能
配管 30,380	重大事故等対処設備(SA設備)の配管	5,130 (セル内 2,183) 過去の記録で確認
	その他	25,250 同上
F施設 592 (使用済燃料の受入れ施設・貯蔵施設)	アクセス困難な機器	329 同上
	アクセス可能な機器	263 実検査可能
新設 5,242		5,242 実検査可能
既設(改造あり)118		118 実検査可能

2021年7月26日審査会合 日本原燃資料の資料より作成

2024.8.5 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581  
 ホームページ <https://www.jca.apc.org/mihama/> メール [mihama@jca.apc.org](mailto:mihama@jca.apc.org)